

## 「ヘルスプランぎふ21」推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 国の21世紀における健康づくり対策「健康日本21」を踏まえた、本県の県計画である「ヘルスプランぎふ21」（以下「ヘルスプラン」という。）について協議し、県民の総合的な健康づくりを図ることを目的として、「ヘルスプランぎふ21」推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 「ヘルスプラン」の策定に関すること。
- (2) 「ヘルスプラン」の推進に関すること。
- (3) 「ヘルスプラン」の普及啓発に関すること。
- (4) 「ヘルスプラン」の評価・見直しに関すること。
- (5) その他県民の健康づくりに関すること。

### (組織)

第3条 会議は、別表に定める委員で構成する。

2 会議の議長として委員長を置き、委員の互選により選出する。

### (委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第5条 会議は県が招集する。

### (部会)

第6条 会議に、部会を設置することができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会は、保健医療課長が招集する。

### (関係者の出席)

第7条 会議又は部会において必要があるときは、県は、学識経験を有する者及び関係者にアドバイザーとして出席を求め、意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第8条 会議の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第9条 会議に関する庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

### (解散)

第10条 会議は、その目的が達成されたときに解散する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成13年6月7日から施行する。

2 この要綱の施行後、当初、委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

#### 附 則

この要綱は、平成16年5月28日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名
各領域の学識経験者
食育推進会議代表
地域職域連携推進部会代表
医療保険者代表
労働安全衛生部門代表
学校保健代表
住民代表
市町村保健師代表
保健所長代表